

## 紙おむつ等購入助成事業要綱

### (目的)

第1条 この事業は、在宅において常時紙おむつ等を使用している高齢者等に対し、紙おむつ等の購入に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担を軽減することを目的とする。

### (対象者)

第2条 助成を受けることのできる対象者は、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。

- (1) 芽室町内に住所を有する非課税世帯であること（生活保護受給世帯を除く）
- (2) 要介護認定者、もしくは満20歳以上の重度障害者であること
- (3) 在宅で介護を受けていること（施設入所者及び医療機関入院者を除く）
- (4) 常時、紙おむつ等を使用しなければならない状況にあること
- (5) 芽室町家族介護用品支給事業などの公的な助成を受けていないこと

### (助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、町内の薬局・薬店で購入した以下のものとする。

- (1) 紙おむつ
- (2) 尿取パッド

### (助成額)

第4条 助成額は、紙おむつ等の購入に係る経費の2分の1（100円未満は切り捨てる）とし、1か月当たり3,000円を限度とする。助成金の総額は本会の予算の範囲内とし、財源については、赤い羽根共同募金配分金と社会福祉協議会財源（会費・寄附金）とする。

### (助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者は、紙おむつ等購入助成申請書（様式1）に必要事項を記入し、担当ケアマネジャーなどによる第2条の適格要件についての確認を受け、紙おむつ等を購入した領収書を添えて申請するものとする。

- 2 初回申請及び保険証等更新後の申請時には、第2条（2）の要件を確認できる保険証等の写しを提出しなければならない。
- 3 紙おむつ等を購入した日から3か月を経過した費用にかかる助成の申請はできないものとする。

### (助成の決定及び交付)

第6条 会長は、前条の申請書の提出があったときは、申請内容を審査の上、その助成の可否を決定し、紙おむつ等購入助成結果通知書（様式2・様式3）により申請者に通知するものとする。

- 2 前項により助成することを決定した場合は、翌月の15日までに助成金を交付するものと

する。

(助成の取消及び返還)

第7条 会長は、次の各号に定める事項が生じたときは決定の取り消しや助成金の返還を求めることができる。

(1) 偽り又は不正の手段により助成を受けたと認められるとき

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年5月23日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。(全文改正)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。(第2条～第5条改正)

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。(第3条改正)